

## MR(麻しん・風しん混合)ワクチンを受けましょう

MRワクチンは麻しんと風しんを予防するワクチンです。MR予防接種は2回接種することで、1回の接種では免疫が付かなかつた方の多くに免疫をつけることができます。

### ●接種対象とスケジュール

MRワクチンの定期接種は以下の2回です。2回の接種が必要です。

第1期	1歳の1年間(2歳の誕生日まで)
第2期	5歳以上7歳未満の者(小学校就学前の1年間) ※平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ



### ●接種期間／令和8年3月31日まで

#### 令和6年度内にMRワクチンを接種できなかつた方へ

##### 【接種期間の延長について】

令和6年度にMRワクチンの一部出荷停止の影響により、従来の接種期間内に接種できなかつた方について、接種対象期間の延長(2年間)となりました。MRワクチンの接種を受けられなかつた方は、期間内に忘れずに接種しましょう。  
※お手元にある予診票はそのまま使用できます。



### ■接種対象者

第1期	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ(前年度2歳になった子)
第2期	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ(前年度に小学校就学前の子)

### ●接種期間／令和7年4月1日～令和9年3月31日

お問い合わせ 健康保険課 945-6633(保健衛生班)

国保・後期高齢者  
医療加入者の皆さん

## 特定・長寿健診 受けましたか?

令和7年度の集団健診  
(特定・一般・長寿)は  
これでラストです!

健診は、年に一度、ご自身の健康状態を確かめる大切な機会です。受診券をご利用いただくことで、約7,000円相当の検査を無料(自己負担0円)で受けられます。まだ受診されていない方は、お早めにご受診ください。

### ●個別健診の場合

かかりつけ医等、ご希望の医療機関で受けられる個別健診の受診期限は令和8年3月31日までです。県内ほとんどの医療機関で受診できます。

#### ●集団健診日程

日 程	健 診 会 場
2月15日(日)	上の森かなちホール
当 日 受付時間	8:00～10:00

受診できる健診／特定・一般・長寿・がん検診(胃・肺・大腸)



お問い合わせ 健康保険課 945-6633(保健衛生班)

## 与那原町国民健康保険税率改正のお知らせ

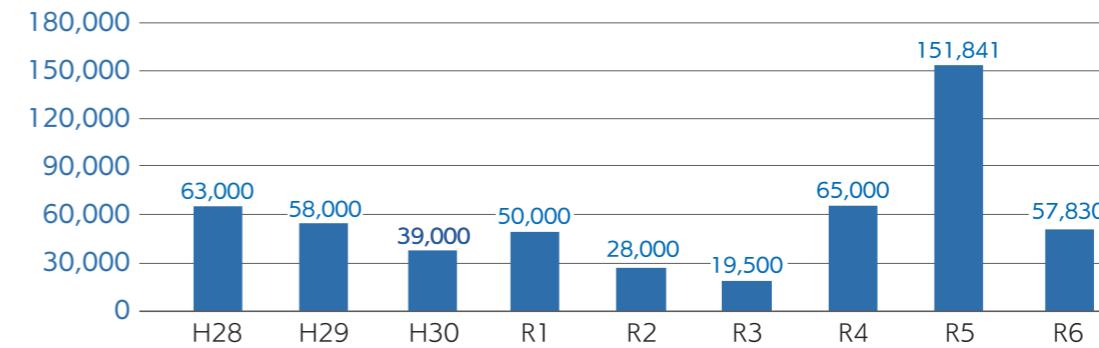
国民健康保険は、加入者がお金(国保税)を出し合い、病気やケガをしたときの医療費にあてる助け合いの制度です。しかし、与那原町の国保財政は厳しい状況が続いており、毎年の赤字を補うため、与那原町の一般会計から国保の特別会計にお金を繰入れています(表1)。

赤字の要因としては、医療の高度化や高額薬剤の普及などによる医療費の高騰(毎年約3%自然増)に対して、国保税額が追いかけていないことが考えられ、赤字解消のためには医療費抑制や適正税率の検討に向けた取り組みが重要となります。



表1

### 国民健康保険特別会計への繰入額(単位:千円)



国においては、平成30年度の国保制度改革以降、国保財政の赤字解消や県単位で国保税の統一化に向けた取り組みが進められ、県でも沖縄県国民健康保険運営方針(第3期)のなかで取り組むべき課題として示されました。

本町では、国保財政の赤字解消を目指すとともに将来的な国保税の県内統一化に備えるため、令和6年度に

与那原町国民健康保険運営協議会にて税率改正の検討を行い、令和7年度から4年間で赤字解消に取り組むことが示され、令和7年度から国保税の税率改正を行いました。

令和8年度の国保税の税率に関しても、さった令和7年12月定例議会において税率を改正する条例が議決されました。

### 令和8年度からの国保税率は以下の通りです

区分	所得割率(%)			均等割額(円)(加入者一人あたり)			平等割額(円)(世帯あたり)		
	現行	改正後	改正幅	現行	改正後	改正幅	現行	改正後	改正幅
医療	6.95	7.20	0.25	19,100	20,900	1,800	22,000	22,300	300
介護	2.05	2.10	0.05	6,600	6,600	0	5,600	6,500	900
支援	3.10	3.20	0.10	5,700	6,700	1,000	6,000	6,300	300
計	12.10	12.50	0.40	31,400	34,200	2,800	33,600	35,100	1,500

#### Q1 加入者の負担はどのくらい増えますか?

各世帯の所得や加入者数によって異なりますが、例えば4人世帯で世帯所得300万円の場合、年間約23,000円の増額(1月あたり約1,920円)を見込んでいます。

#### Q2 経済的な理由から支払が困難な場合はどうしたらいいですか?

国保では、所得が低い世帯への軽減制度(均等割・平等割を2～7割軽減)や収入が激減した世帯への減免制度(所得割を3～10割減額)があります。毎年6月に送付する国保税の納税通知書をご確認のうえ、支払が困難な場合は、放置せず早めにご相談ください。

#### Q3 今後も税率が上がり続けますか?

国保税は、加入者の医療費にあてるために加入者の皆さんから納付していただいている。今後も医療費の高騰が続ければ、国保税率も上がっていくことが想定されます。

医療費高騰の要因となる疾患には予防できるものも多く、加入者一人ひとりが特定健診を受診し、健康の維持増進に取り組むことは医療費抑制につながりますので、ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ 健康保険課 945-2204(国民健康保険班)